

## 全自病協データベース 利用規程

### 第1条 適用範囲

- 1 公益社団法人全国自治体病院協議会（以下「協議会」といいます。）が販売する全自病協データベース（以下「本データベース」といいます。）の利用規程（以下「本利用規程」といいます。）は、本データベースの利用に関し、本データベースを購入した会員病院及び同病院に所属する者（以下「購入者」といいます。）に適用されます。
- 2 購入者とは、雇用や業務委託等の契約形態にかかわらず、本データベースを購入した会員病院の人的組織下に置かれる一切の者を指します。

### 第2条 本データベースの利用（利用権の付与等）

- 1 本データベースは、本利用規程に定める条件下でのみ利用できるものとし、本データベースを利用することは、本利用規程に同意したものとみなされます。
- 2 本データベースの利用権の付与は、会員病院ごとに行います。したがって、複数の会員病院を運営する法人・団体等の本部（以下「法人本部等」といいます。）が本データベースを利用する場合は、当該会員病院ごとに本データベースを購入しなければならないものとし、他の会員病院に利用させてはならないものとします。
- 3 会員病院の法人本部等が本データベースを購入し、利用することもできます。ただし、本データベースを購入した法人本部等は、当該法人本部等以外の者（法人本部等に属する会員病院を含みます。）に本データベースを利用させてはならないものとします。
- 4 前2項の定めは、法人本部等及び法人本部等に属するすべての会員病院に本データベースを購入するよう強制するものではありません。

### 第3条 著作権

本データベースは、医療法に基づく病床機能報告制度や総務省の地方公営企業年鑑等において公表されたデータ等を基に、協議会が体系的に構成したものであり、その著作権は協議会に帰属します。

### 第4条 禁止事項

- 1 購入者は、本データベースを購入者以外の第三者へ貸与・譲渡等して利用させること、本データベースを販売すること、次項で定める場合を除き本データベースを転載、複製、出版に使用することを禁止します。購入者は、協議会の著作権及び著作者人格権を侵害するその他の行為もしてはいけません。
- 2 前項の規定にかかわらず、購入者が自己の所属する会員病院の指示に基づき、その業務として利用する場合に限り、本データベースの複製による二次利用（編集・加工等を含みます。）を行うことを認めます。ただし、本データベースを二次利用する場合、購入者は、その出典を明らかにするとともに、編集・加工等した旨明示しなければなりません。
- 3 購入者の所属する会員病院は、前2項にかかる禁止事項の発生を未然に防止するため、本データベースを適切に管理し、利用（二次利用を含みます。）の状況を適切に把握しておかなければなりません。購入者の所属する会員病院は、購入者において前2項にかかる禁止事項に違反する行為が生じた場合は、その責任を負うこととします。

### 第5条 免責事項

協議会は、本データベースにおける情報の掲載には注意を払っておりますが、二次データ利用のため、掲載された元情報の正確性、有用性等は一切保証しません。

### 第6条 不可抗力

協議会は、通常講ずべきウイルス対策では防止できないウイルス被害、天変地異による被害、その他協議会の責によらない事由により被害が生じた場合の責任は一切負わないものと

します。

#### 第7条 第三者に対する責任

本データベースの利用により、購入者が第三者に対して損害を生じさせた場合には、購入者の責任において解決し、協議会は何らの責任を負いません。

#### 第8条 準拠法及び管轄

本利用規程は日本国法が適用され、本利用規程に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第9条 本利用規程の変更

協議会は、本利用規程を随時変更することができ、変更の内容については、協議会が適当と判断する方法で購入者に通知します。

#### 付則

この規程は、平成30年4月1日から施行します。